

## 「介護福祉士等修学資金貸付制度」の継続及び拡充・強化を求める意見書

急速な高齢化の進展等に伴い、我が国は、これまで以上に福祉・介護ニーズが拡大している一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等が進み、介護職に携わる人材は相対的に減少し、介護を必要とする方々への対応が困難な状況となっている。このような状況の中、今後とも質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、質の高い教育を受けた優れた人材が確保される必要がある。

介護福祉士養成施設への入学を志す者の経済的負担の軽減を図る介護福祉士等修学資金貸付制度については、平成27年度補正予算において貸付原資の積み増し等のための措置が講じられたところだが、介護福祉士の安定的な確保・質の向上を図るため、さらなる拡充・強化が必要である。

よって、国におかれては、介護福祉士等修学資金貸付制度の継続及び拡充・強化のため、下記事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 継続的に必要な予算の確保を図ること。
- 2 全額国庫補助による貸付制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月29日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	塩崎恭久様